

防衛庁における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第39条第2項の規定に基づき、航空自衛隊における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する達を次のように定める。

平成18年3月31日

航空幕僚長 空将 吉田 正

航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達（登録報告）（登録外報告）

改正 平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号
平成20年3月26日 航空自衛隊達第8号
平成20年12月1日 航空自衛隊達第36号
平成22年5月27日 航空自衛隊達第13号
平成23年8月15日 航空自衛隊達第32号
平成30年10月1日 航空自衛隊達第18号
令和元年6月27日 航空自衛隊達第14号
令和3年3月17日 航空自衛隊達第18号
令和4年5月31日 航空自衛隊達第45号

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 公益通報の対応

第1節 公益通報の受付及び受理等（第5条―第8条）

第2節 調査の実施（第9条―第13条）

第3節 是正措置等（第14条―第16条）

第3章 公益通報者の保護等（第17条―第22条）

第4章 雑則（第23条・第23条の2）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊における公益通報の対応、公益通報者の保護等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において用いる用語の意義は、防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（以下「訓令」という。）の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1） 部隊等 編合部隊、編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊、編制単位部隊、機関及び航空幕僚監部をいう。
- （2） 防衛大臣直轄部隊等 防衛大臣直轄部隊及び機関（幹部候補生学校、術科学学校及び補給処を除く。）をいう。

- (3) 隊員等 次に掲げる者をいう。
- ア 部隊等に所属する隊員
 - イ 部隊等が公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第2又は第3号の事業者である場合における同項第2号及び第3号の労働者
 - ウ 部隊等が法第2条第1項第4号に規定する他の従事者である場合における役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）
 - エ ア、イ又はウに規定する者であった者
- (4) フォローアップ実施部隊等 公益通報者のフォローアップを実施する部隊等をいう。

（事務の全般統制）

第3条 航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務の全般統制は、航空幕僚監部総務部長（以下「空幕総務部長」という。）が行うものとする。

（指定従事者）

第3条の2 機関等公益通報責任者は、訓令第34条の2に規定される指定従事者を、航空幕僚監部総務部総務課総務班長（以下「空幕総務班長」という。）、同課公益通報専門官又は同課公益通報主任を基準として別紙様式第1の例により指定するものとする。

（関係部隊等の協力）

第4条 隊員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査に誠実に協力するものとする。

- 2 航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務を円滑に進めるため、関係部隊等は、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。
- 3 部隊等は、他の行政機関等から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

第2章 公益通報の対応

第1節 公益通報の受付及び受理等

（公益通報）

第5条 訓令第6条第2項の規定により置かれる機関等窓口は航空自衛隊窓口（以下「空自窓口」という。）とし、訓令第7条第1項の規定による公益通報は空自窓口に行うものとする。

- 2 前項の空自窓口における事務を総括する者を航空自衛隊窓口業務管理者（以下「空自窓口業務管理者」という。）とし、空幕総務班長をもって充てる。
- 3 公益通報は、公益通報書（別紙様式第2）又はその公益通報者記入欄に掲げる所要事項を記入した書面を提出（書面の送付及び電子メールの送信による提出を含む。）することによって行うことを標準とする。

（公益通報の受付及び受理）

第6条 空自窓口は、訓令第8条の規定により公益通報の受付及び受理を行うものとする。

- 2 空自窓口は、公益通報の受付に際し、公益通報者の保護の観点から、公益通報に係る通報手段に応じ、所要の措置をとることにより、公益通報者に係る情報が公益通報の受付事務に従事する者（文書の接受及び文書審査等の処理の過程で情報を知りうる隊員を含む。）以外の者に知られることがないように留意するものとする。
- 3 公益通報受理の可否について、別紙様式第3により当該公益通報者に通知するものとする。

（公益通報者に係る情報の保護等の説明）

第7条 空自窓口は、前条第3項の通知を行った場合、公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いのないこと、公益通報に係る情報が保護されること及び公益通報受付後の手続の流れを説明するものとする。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、連絡先が不明な場合又はその他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（移送等）

- 第8条 空自窓口は、受け付けた公益通報について訓令第10条に規定する移送が必要と判断する場合には、速やかに移送を行うものとする。
- 2 空自窓口は、他の機関等窓口から移送の調整を受け、航空自衛隊に係る通報対象事実であることが認められる場合、第6条第3項の規定に準じ当該公益通報者に通知するものとする。

第2節 調査の実施

（調査の開始）

- 第9条 空幕総務部長は、隊員等からの公益通報を受け付けた場合、当該公益通報について次の各号に掲げる事項を機関等公益通報責任者に報告するものとする。
- (1) 公益通報の内容
 - (2) 受理又は不受理の検討結果
 - (3) 調査の必要性
- 2 空自窓口は、受理した公益通報について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシーの保護等に支障がある場合を除き、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及びその理由を、別紙様式第4により遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

（調査担当者）

- 第10条 訓令第11条に規定する調査担当者は、次に掲げる者から機関等公益通報責任者が指定する。
- (1) 航空幕僚監部の部長、科学技術官、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官
 - (2) 防衛大臣直轄部隊等の長
 - (3) 航空方面隊司令官
- 2 調査担当者は、公益通報に係る通報対象事実の有無について調査を行うものとする。
- 3 調査担当者は、調査方法の適正性を確保するため、調査理由が公益通報であることを他の者に知られることがないように留意し、事案の性質に応じた適切な措置をとるものとする。

（司法警察職員への通報）

第11条 公益通報の対応に係る事務に従事する者は、通報対象事実についての調査の開始前又は調査の過程で、当該通報対象事実が犯罪行為に該当する又は犯罪行為に該当するおそれが高いと認めるに至ったときは、直ちに司法警察職員に通報しなければならない。

(調査結果等の報告等)

第12条 調査担当者(空自総務部長を除く。以下同じ。)は、空自窓口と調整し、示された調査完了時期までに調査が終了したときには調査結果を、調査完了時期の変更が必要な時にはその理由及び予定する調査完了時期を、特に必要と認めるときには進捗状況をそれぞれ別紙様式第5により機関等公益通報責任者(総務部長気付)に報告するものとする(登録外報告)。

(調査結果等の公益通報者への通知)

第13条 空自窓口は、調査担当者から前条第1項の規定による報告がされたときは、適正な業務の遂行及び利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、速やかに調査結果、調査完了時期の変更又は進捗状況を別紙様式第6により公益通報者に通知するものとする。

第3節 是正措置等

(是正措置等の実施等)

第14条 調査担当者は、調査の結果、受理した公益通報に係る通報対象事実があると認めるとき又は機関等公益通報責任者から是正を求められたときは、直ちに当該通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置及び再発防止のために必要と認める措置(以下「是正措置等」という。)をとるとともに、速やかに当該是正措置等の概要を別紙様式第7により機関等公益通報責任者(総務部長気付)に報告するものとする(登録外報告)。この場合において、第12条の規定による調査結果等の報告において、同時に是正措置等の概要を報告することができる。

(是正措置等の実施後の公益通報者への通知)

第15条 空自窓口は、前条の規定による是正措置等の概要の報告があった場合には、適正な業務の遂行及び利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、別紙様式第8により直ちに公益通報者に当該是正措置等の概要を通知するものとする。この場合において、第13条に規定する調査結果等の通知において、同時に是正措置等の概要を通知することができる。

(是正措置等の実効性評価)

第16条 調査担当者は、当該是正措置等が十分に機能しているか否かの評価(以下「評価」という。)を、是正措置等をとった後、半年以内に実施するものとし、その後においても、必要に応じて実施するものとする。

2 前項の評価の結果により新たな是正措置等をとった場合には、その是正措置等を別紙様式第7に準じて機関等公益通報責任者(総務部長気付)に報告(登録外報告)するとともに、新たに是正措置等をとった後、半年以内に再度評価を実施するものとする。

3 空自窓口は、調査担当者が新たな是正措置等をとったときは、別紙様式第8に準じてその旨を速やかに公益通報者に通知するものとする。

第3章 公益通報者の保護等

(フォローアップの実施)

第17条 訓令第32条に規定するフォローアップ実施部署は、航空幕僚監部人事教育部とし、フォローアップ実施部署の長は、空幕総務部長が統制する公益通報者の保護に係る事務のうち、訓令第31条第1項に規定するフォローアップの実施に関する事務を分掌する。

- 2 空自窓口業務管理者は、公益通報の調査結果の報告後、又は必要に応じて、公益通報の調査結果の報告が終了した旨又は報告の前に特にフォローアップの必要がある旨を別紙様式第9の例により、フォローアップ実施部署の長に通知するものとする。
- 3 フォローアップ実施部隊等の指定は、次により機関等公益通報責任者が指定する。
 - (1) 公益通報者の所属する部隊等の上級部隊等とし、編制部隊等以上を基準とする。
 - (2) 前号の規定によりがたい場合は、公益通報者の所属する部隊等とする。
- 4 フォローアップ実施部隊等の長は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの事実の有無の確認
 - (2) 前号の確認の結果、不利益な取扱いの事実が判明した場合、その是正のための措置
 - (3) 公益通報者の異動等により、フォローアップ実施部隊等の変更の必要が生じた場合の機関等公益通報責任者(補任課長気付)への通知
- 5 フォローアップの実施期間は、原則として公益通報の調査結果を報告した日から2年間とする。ただし、是正措置等をとった後のフォローアップ実施期間中に公益通報者に対して不利益な取扱いの事実を確認した場合は、当該不利益な取扱いの是正のために必要な措置をとるとともに、そこから更に2年間引き続きフォローアップを実施するものとする。
- 6 フォローアップ実施部隊等の長は、前項のフォローアップ実施期間を延長する必要がある場合には、機関等公益通報責任者(補任課長気付)に上申するものとする。
- 7 フォローアップ実施部隊等の長は、次に掲げるフォローアップの実施状況について、1月から6月までの期間のものについては同年7月末までに、7月から12月までの期間のものについては翌年2月末までに、機関等公益通報責任者(補任課長気付)に報告するものとする(01-U99(D))。
 - (1) 公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いの事実の有無の確認(以下「確認」という。)を行った日付
 - (2) 確認の結果
 - (3) 確認の結果により不利益な取扱いの事実が判明した場合において、その是正をするための措置をとったときはその内容
- 8 前項の報告時期にかかわらず公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いの事実が判明した場合においては、必要に応じて都度報告を行うものとする。
- 9 航空幕僚監部人事教育部補任課長は、前2項の規定により機関等公益通報責任者がフォローアップ実施部隊等の長から受けた報告内容を基に、公益通報に係るフォローアップの実施状況について、別紙様式第10により空自窓口業務管理者に通知するものとする。

(不利益な取扱いを受けた隊員が利用できる救済制度)

第18条 隊員は、公益通報又は公益通報に係る相談をしたことによって不利益な取扱いを受けたときは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第49条に規定する審査請求及び苦情の処理に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第76号)に規定する苦情申

立てをすることができる。

(公益通報に係る情報の保持)

第19条 公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者は、公益通報に係る情報を正当な理由なく提供してはならない。

- 2 空自窓口は、公益通報に係る情報を、公益通報の対応及び公益通報者の保護のために必要とする者以外に提供してはならない。
- 3 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲は、必要最小限に限定しなければならない。
- 4 機関等公益通報責任者は、調査担当者に調査を命じるに当たり、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者を特定しようとしてはならない旨を明示しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第20条 隊員は、次に掲げる場合には、公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事することができない。

- (1) 通報対象事実の当事者である場合
- (2) 通報対象事実が生じた当時、通報対象事実の当事者の直近の直属上官であった場合
- (3) その他当該隊員が、通報対象事実が生じた当時、当該通報対象事実に係る職務に密接に関与していた場合
- (4) その他当該隊員が、公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事することに利益相反関係の疑念をもたれかねない場合

(関連文書の管理)

第21条 空自窓口は、公益通報に関する対応状況について、別紙様式第11により管理するものとする。

- 2 行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項については、航空自衛隊行政文書管理規則（平成23年航空自衛隊達第32号）の定めるところによる。
- 3 部隊等の長は、航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成25年航空自衛隊達第43号）に基づき、公益通報に関連する文書の管理を適切に行うものとする。

(隊員の教育等)

第22条 部隊等の長は、所属する部隊等の隊員に対し、年1回以上、公益通報者保護制度を周知徹底するための教育を行うものとする。

- 2 部隊等の長は、公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者に対し、公益通報に関する情報の保持について周知徹底するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第23条 公益通報の対応に関し、この達により難しい場合の対応要領については別に示す。

(委任規定)

第23条の2 この達に定めるもののほか、この達の実施に関して必要な事項は、部隊等の長又は基地司令等が定めることができるものとする。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月26日航空自衛隊達第8号）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則（平成22年5月27日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄）

1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月1日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号抄）

1 この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則（令和4年5月31日航空自衛隊達第45号）

（施行期日）

1 この達は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の改正による改正前の航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達第17条第6項の規定に基づいて令和4年7月31日までになされた報告については、改正後の航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達第17条第7項の規定に基づいてなされた報告とみなす。

別紙様式第1（第3条の2第1項関係）

指 定 書

所属
階級（又は官名） 氏名

上記の者を防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第34条の2第1項に規定する指定従事者に指定する。

指定従事者に指定する期間は、別に示す場合を除き、人事発令等により命ぜられた職務に従事する期間に限る。

指定従事者は、公益通報者保護法第12条に定める守秘義務を負い、違反した場合には同第21条により刑事罰が科されるおそれがあるので、公益通報者を特定させる事項については慎重に取り扱われたい。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）

（公益通報対応業務従事者の義務）

第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に際して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

第21条 第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。

年 月 日

機関等公益通報責任者
航空幕僚長 空将

公益通報受理（公益通報不受理）通知書

（公益通報者）様

（空自窓口）
航空幕僚監部総務部総務課

長

年 月 日付けで公益通報のありました件について、下記のとおり通知します。

記

- 1 受理の可否
受理する（受理しない）
- 2 受理日（不受理日及び不受理の理由）
年 月 日（〇〇の理由により受理しない）
- 3 今後の流れ
調査員を指定し、公益通報対象事実の調査を行う予定です。
- 4 その他
不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的でなく公益通報をした公益通報者に対し、公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いはありません。
公益通報に係る情報は適切に保護されます。
公益通報者からの情報流出によって公益通報者が特定されることを防ぐため、情報管理に十分留意してください。

注：1 暦年は、元号で表記する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

調査実施（調査不実施）通知書

（公益通報者）様

（空自窓口）
航空幕僚監部総務部総務課長

公益通報受理通知書（空幕総第 号 . . . ）で通知しました件について、（ 年 月 日から調査を行う・〇〇の理由により調査を行わない）こととしましたので通知します。

調査は、 〇年〇月頃まで実施する予定ですが、調査の状況により、調査完了時期を変更する可能性があります。

調査完了後、所要の経路を経て調査結果を通知します。

通報者が隊員である場合、本公益通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたときは、航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達（平成18年航空自衛隊達第24号）第18条に規定する救済制度を利用することができます。

注：1 暦年は、元号で表記する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第12条関係）

発簡番号
発簡年月日

機関等公益通報責任者
航空幕僚長 殿
（総務部長気付）

（調査担当者）

公益通報に係る調査の結果（完了時期変更理由・進捗状況）について
（報告）（登録外報告）

標記について、空幕総第 号（ . . ）に係る公益通報について、下記のとおり報告する。

記

- 1 公益通報内容
- 2 受理年月日
- 3 調査の結果（完了時期変更理由・進捗状況）

分類番号：A-10-010
保存期間：
保存期間満了時期：

作成年度：
枚数：
開示判断：部分開示

調査結果（調査進捗状況）通知書

（公益通報者）様

（空自窓口）
航空幕僚監部総務部総務課長

調査実施通知書（空幕総第 号 . . . ）で通知しました件について、
年 月 日に調査が終了しましたので調査結果（年 月 日現在の調査進捗状況・
調査完了時期）を下記のとおり通知します。

通報者が隊員である場合、本公益通報をしたことによって不利益な取扱いを受けた
ときは、航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達（平成
18年航空自衛隊達第24号）第18条に規定する救済制度を利用することができます。

記

調査結果（調査進捗状況・変更後の調査完了時期及び変更した理由）の内容

- 注：1 暦年は、元号で表記する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

機関等公益通報責任者
航空幕僚長 殿
（総務部長気付）

（調査担当者）

通報対象事実に係る是正措置等の実施について（報告）（登録外報告）

標記について、空幕総第 号（ . . ）に係る公益通報について、下記のとおり報告する。

記

- 1 公益通報内容
- 2 調査の内容
- 3 是正措置等の内容

分類番号：A-10-010

作成年度：

保存期間：

枚数：

保存期間満了時期：

開示判断：部分開示

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

発簡番号
発簡年月日

是正措置等通知書

（公益通報者）様

（空自窓口）
航空幕僚監部総務部総務課長

調査結果通知書（空幕総第 号 . . . ）で通知しました件について、
年 月 日に下記のとおり（是正措置等・新たな是正措置等）をとりましたので通知
します。

記

是正措置等（新たな是正措置等）の内容

- 注：1 暦年は、元号で表記する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第9（第17条第2項関係）

公益通報事務処理連絡
発 簡 年 月 日

フォローアップ実施部署の長 殿

航空自衛隊窓口業務管理者

公益通報に係るフォローアップについて（通知）

標記について、航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達（平成18年航空自衛隊達第24号）第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 公益通報者（フォローアップ対象者）
 - （1）所 属：
 - （2）階 級（級）：
 - （3）氏 名・期別等：

- 2 公益通報の調査結果を報告した日

（※保存期間は、特定日以後10年とする。）

航空自衛隊窓口業務管理者 殿

補任課長

公益通報に係るフォローアップの実施状況について（通知）

標記について、航空自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達（平成18年航空自衛隊達第24号）第17条第9項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- （1） 公益通報者の氏名及び階級
- （2） 確認を行った日付
- （3） 確認の結果
- （4） 確認の結果により不利益な取扱いの事実が判明した場合において、その是正をするための措置をとったときはその内容

※上記各号については、（1）を除いてフォローアップ実施部隊等からの報告文書を添付することで代えることができる。

（※保存期間は、特定日以後10年とする。）

公益通報対応管理簿

No.	受付 年月日	公益 通報者 所属・ 氏名	移 送		受 理			受理後 20日を経過する日	調 査				調査進捗状況・ 調査結果		是正措置等			フォローアップ			摘 要 (調査委 員会等)
			移送先 窓 口	移 送 年月日	受理・不 受理の別	受 理 年月日	通 知 年月日		実施・不 必要の別	実 施 年月日	調 査 担当者	通 知 年月日	調査終了 年月日	通 知 年月日	是正措置 等の有無	実 施 年月日	通 知 年月日	実 施 年月日	フォローアップ 実施部隊等名	実施 期間	

注：1 暦年は、元号で標記する。
 2 記入後は「注意」とする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。